

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 117号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市豊野町蟹沢字日影1308番の2地先から長野市豊野町蟹沢字日影1390番の18地先まで	旧	m 24.0~54.0	km 0.0600
同上	新	m 30.6~60.2	km 0.0600

道路維持課

長野県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年2月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年1月27日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 117号

2 供用を開始する区間

長野市豊野町蟹沢字日影1308番の2地先から
長野市豊野町蟹沢字日影1390番の18地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年1月27日

道路維持課

長野県告示第38号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成17年1月27日

長野県知事 田中康夫

1 河川の名称

天竜川水系 一級河川 諏訪湖

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年1月27日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成17年2月28日

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年1月27日

3 廃川敷地等の位置

岡谷市湊5丁目5920番38、5920番39、5920番40、5920番41、5920番42、5920番45、5920番47、5920番48、5920番49、5923番37

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 2,800.98平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

**公告**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画局企画課並びに関係の地方事務所、市町村役場において一般の閲覧に供します。

平成17年1月27日

長野県知事 田中康夫

土地利用基本計画図地域区分面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
農業地域	495,676	36.5	495,369	36.5

関係地方事務所は松本地方事務所であり、関係市町村役場は波田町役場です。

企画課

長野県知事 田中康夫

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成17年2月7日 午後5時00分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	数量	開札日	開札時間	等級区分
Client/ServerSuite	8,330ライセンス	平成17年2月8日	午前10時00分	B以上
InterScan VirusWall エンタープライズエディション	8,367ライセンス	平成17年2月8日	午前10時15分	C以上

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

モバイルディスク 160個

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成17年2月28日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成17年2月7日 午後5時00分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年2月8日 午前11時00分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 安曇野まちづくり役場

3 代表者の氏名

藤原正三

4 主たる事務所の所在地

南安曇郡穂高町大字穂高2954番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもからお年寄までを対象に、困ったときはお互いに助け合い、地域社会を豊かで住みよくするため、地域住民に対して、相談員が、日常生ずる生活に関する相談に応じ、および役務の提供その他の方法による直接的支援に関する事業を行い、また、自主的な住民のまちづくり活動に対する支援方途の開発・提案及びその活動への支援事業を通じ、住民相互や各団体のネットワーク化を進め、住民のまちづくり活動の自立と住民協働のまちづくりの普及、住民と行政の協働によるパートナーシップ型まちづくりの普及及び実践型の事業をおこなうことをもって地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年1月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 普通の暮らし研究所

3 代表者の氏名

岩井 孝司

4 主たる事務所の所在地

東御市新張2587番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者、障害者（児）、児童、乳幼児に対して、住み慣れた地域で普通の普段着の生活が営めるように様々な自立支援に関する事業を行い、よって地域住民参加の地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年1月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぽっかぽか

3 代表者の氏名

齋藤 晓美

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡波田町4417番地28

5 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者・障害者・働く母親などに対して、在宅介護・自立支援・子育て支援によって、活力のあるやさしい社会作りに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年1月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みやだみらい

3 代表者の氏名

天野 早人

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡宮田村3243番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、宮田村の自然資源、歴史資源、人的資源を再認識し、村づくりの多様な課題について、住民が協力して調査研究を行い、その成果を基に活性化のための実践的な活動に取り組むことで、宮田村の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により木曽谷地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成17年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 森林計画区の名称

木曽谷森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部林政課、長野県庁行政情報センター及び長野県木曽地方事務所

3 縦覧の期間

平成17年1月25日から平成17年2月23日まで

林政課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成17年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

平成17年1月18日表彰 建設事業功労

受賞者氏名	鹿熊厚	小林武志
	林順造	山岸俊行
	渡邊英雄	

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年1月27日

長野県総合教育センター所長 窪田芳夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県総合教育センター吸収式冷温水発生機整備修繕

(2) 役務の特質

長野県総合教育センター吸収式冷温水発生機2号機及び3号機の開放点検整備修繕

(3) 履行期間

平成17年2月15日から平成17年3月18日まで

(4) 履行場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター機械室

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同規模の施設で同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター総務部

電話 0263（53）8800（直通）

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年2月15日 午後1時

イ 場所 長野県総合教育センター 第2研修室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年2月8日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望

する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

教学指導課